

副首都・大阪の実現に向けた調査等業務委託
仕様書（案）

1 目的・趣旨

大阪市では、大阪府とともに、平時の日本の成長エンジンと非常時の首都機能のバックアップを担う「副首都・大阪」の実現に向け、府市一体を核に、行政体制の整備、世界標準の都市機能の充実、チャレンジを促す経済政策に取り組んできた。

本年7月に「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」が成立したことを受け、大阪が副首都として、東京圏で大規模災害が発生した際の首都機能のバックアップ拠点及び多極分散型経済圏の中核の役割を果たすべく、大阪自らによる更なる施策の展開や、国との連携等がますます重要となる。

そのためには、まず、東京圏に集中している政治・行政における中枢機能（以下「政府中枢機能等」という。）を、大阪で代替して継続させるために必要となる執務スペースや宿泊所、交通・通信その他の基盤の現況や実際の移動及び受入れに係る課題を把握し、具体的に首都機能バックアップが機能する際の動きを可視化する必要がある。

また、バックアップ業務の前提として、東京圏の被災に起因する、供給制約、需要減少及びサプライチェーンの途絶等により大阪が被る影響を分析し、数値で把握することも重要である。

さらに、上記の調査・分析も加味して、副首都として日本を支える大阪の姿を具体的に示したパース図を作成することは、副首都・大阪の理解を深めるうえで効果的である。

本業務は、後に示す共通する大規模災害をベースとし、各調査及び分析を相互に関連付けて実施し、その成果を一体的に取りまとめることにより、副首都・大阪実現の意義、首都機能バックアップの具体的な動きやイメージ像を総合的に示すことを目的とする。

2 前提とする大規模災害

本事業で想定する大規模災害は次のいずれかの災害とする。

なお、各災害における具体的な被害、継続期間、その他の条件を設定する際は、国等が公表する最新の被害想定その他の信頼性の高い資料から引用すること。

- ① 首都直下地震（都心南部直下地震）
- ② 富士山噴火（西南西風卓越ケース）
- ③ 複合災害（以下（ア）（イ）のとおり）
 - （ア） 上記①と②が同時、若しくは連続して発生
 - （イ） 上記①又は②とそれ以外の自然災害が同時、若しくは連続して発生

3 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

※なお、「5 成果物」のうち「⑤可視化資料」については、2027 年 2 月 26 日（金）までに納品すること。

4 業務内容

受注者は、本仕様書に定める事項を最低限実施するものとし、本業務の目的をより効果的に達成するための分析方法、GIS 等の活用、追加調査、国内外の事例調査、可視化方法、その他の事項について、企画提案内容を踏まえ、発注者と協議のうえ実施すること。

(1) 代替施設（執務スペース）及び宿泊所等の現況調査

東京圏における大規模災害時に、大阪において政府中枢機能等を担うために必要となる代替施設（執務スペース）、宿泊所及びこれらを支える基盤の現況を把握するとともに、受入可能性の整理を行うこと。

対象となる政府中枢機能等は、国会及び中央省庁の機能を基本とする

調査にあたっては、「政府中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書（平成 25 年 3 月）」（以下「内閣府調査」という。）における大阪に係る調査結果を基礎資料とすること。そのうえで、文献調査、施設管理者その他の関係者への聴取及び必要に応じた現地踏査により、現況調査を行うこと。

現況調査により収集・整理する主な事項は、以下のとおりである。

① 調査対象地域及び代替施設（執務スペース）の設定

- ・内閣府調査で対象とされた地域及び施設を確認し、現存状況、用途変更、改修・建替えその他の変化をとりまとめること。
- ・大阪府内において、政府中枢機能等の受入に活用可能と考えられる代替施設（執務スペース）を抽出すること（抽出するにあたっては、大阪市内から検討を始め、大阪市の隣接市、大阪府下と順に抽出地域を広げること）。特に災害対策本部、各省庁執務等の用途については、大阪市内の地方支分部局が集積するエリア（大阪市中央区大手前周辺）を中心に抽出すること。
- ・代替施設（執務スペース）の抽出基準は、施設規模、立地、交通アクセス、耐震性、設備、セキュリティ、迅速な転用可能性等を踏まえ、発注者と協議のうえ設定すること。

② 代替施設（執務スペース）に関する事項

- ・施設名称、所在地、施設管理者、用途、延床面積、使用可能面積、収容可能人数、耐震性、会議室等の状況
- ・国会、閣議、災害対策本部、各省庁執務等の用途別の利用可能性
- ・非常用電源、燃料備蓄、受変電設備、給排水、空調、衛生設備及び非常用物資等の状況
- ・固定・携帯電話、インターネット回線、無線通信、衛星通信、庁内ネットワーク構築の可能性その他通信環境
- ・平時の利用状況、災害時の優先用途、使用開始までに必要となる手続・準備期間及び利用上の制約

③ 宿泊所に関する事項

- ・施設名称、所在地、客室数、定員、客室構成、耐震性、各種付帯設備等の状況
- ・代替施設（執務スペース）からの距離、移動時間及び移動手段
- ・通常時及び繁忙期の稼働状況、大規模災害時に確保可能と見込まれる規模及び確保方法

④ インフラ・ライフライン等に関する事項

- ・電力、都市ガス、上水道、下水道、燃料供給、交通、通信及びデータセンター等の整備状況
- ・複数系統化、自立分散型電源、非常用電源、燃料補給、通信回線の冗長化その他業務継続性を高める設備

⑤ 内閣府調査からの更新及び比較

- ・内閣府調査の調査項目、施設及び評価を可能な限り対応させ、現況との差異を明示すること。
- ・新設・改修された施設、交通ネットワーク、通信・デジタル基盤等を調査すること。
- ・利用可能性が低下した施設、用途変更等により利用が困難となった施設及び新たに生じた課題を整理すること。
- ・調査時点で確認できない事項は、推測により補完せず、「確認できない」旨及び今後必要な確認事項を明示すること。

⑥ 受入可能性の整理

- ・代替施設（執務スペース）ごとに、受入可能人数、想定用途、使用開始までの期間、継続使用可能期間、必要な追加整備及び主な制約をとりまとめること。
- ・複数施設を組み合わせる場合の配置案及び役割分担案を作成すること。
- ・大阪における政府中枢機能等の受入に係る強み、課題及び今後必要となる取組を検討すること。

（２）代替施設（執務スペース）への移動等に係るシミュレーションの実施

代替施設（執務スペース）への移動に要する時間、輸送能力、費用及び移動上の制約を把握するため、シミュレーション調査を実施する。

シミュレーションにあたっての条件は、以下のとおりである。

① 被害シナリオの設定

- ・設定した前提条件は、根拠、算定方法及び不確実性を明示し、発注者と協議のうえ確定すること。

② 移動シミュレーションの実施

- ・官邸、国会及び中央省庁本庁舎等での業務継続が不可能又は著しく困難となると想定し、東京圏から代替施設（執務スペース）への移動を想定すること。
- ・災害発生前の予防的な移動が可能な場合と、災害発生後に移動を開始する場合を区分して検討すること。
- ・移動規模、移動手段、移動開始地点、移動経路及び代替施設（執務スペース）ごとに結果を整理すること。

③ 移動規模

シミュレーションを実施する移動規模は、以下のとおりとする。なお、各規模の具体的な構成員及び必要な支援要員は、発注者と協議のうえ設定すること。

- ・緊急災害対策本部の事務局員等 500 人
- ・各省庁の職員等 2,000 人
- ・各省庁の職員等 10,000 人

④ 移動手段及び移動経路

- ・移動規模ごとに、移動手段及び移動経路を複数検討すること。

- ・複数の移動手段を組み合わせる場合は、乗換え、待機、保安検査、車両確保等を含む合理的に要する時間を考慮すること。

⑤ 移動に必要となる支援内容、移動制約等

- ・移動途中の食事、休憩、医療、情報連絡、警備その他必要となる支援
- ・移動の実現可能性を左右する主な制約及び代替方策

⑥ 算出事項

- ・移動開始から代替施設（執務スペース）到着までの所要時間
- ・各移動手段の輸送能力、必要便数・車両数等及び全員の移動完了までの時間
- ・交通・宿泊・車両借上げその他移動及び初期受入れに要する概算費用

⑦ 大阪到着後の配置及び初動

- ・移動規模ごとに、代替施設（執務スペース）及び宿泊施設への配置案を作成すること。
- ・到着後、執務開始までに必要となる受付、本人確認、端末・通信環境の設定、執務室の設営等の手順を検討するとともに、かかる時間を算定すること。
- ・シミュレーション結果を踏まえ、事前に準備すべき事項及び今後詳細な検討が必要な事項を整理すること。

（３）東京圏における大規模災害が大阪経済へ及ぼす影響の分析

東京圏が大規模災害により被災し、生産活動、企業の本社機能、金融・決済、情報通信、物流等に支障が生じた場合に、大阪経済へどの程度の影響が及ぶかを定量的に把握する。

分析にあたっての条件は、以下のとおりである。

① 分析の基本的な考え方

- ・大阪府と東京圏との移出入構造、産業間取引及び地域間取引を踏まえ、産業連関分析を基本とした定量分析を行うこと。
- ・東京圏の被災による供給能力の低下、需要の減少、企業の本社機能等の停止、物流・交通・情報通信の支障その他の波及経路を整理し、大阪府域内総生産（GRP）、生産誘発額その他の指標への影響を算出すること。
- ・本分析にあたっては、客観的・合理的に適切な期間を明示し、発注者と協議のうえ確定すること。なお、期間の設定に当たっては以下のフェーズを考慮したものとする。

I 直撃・途絶期

東京圏の被災直後から生じる、物流・交通・情報通信の途絶、本社機能停止、サプライチェーン寸断等による直接的・突発的な経済的影響のフェーズ。

II 適応・構造変化期

被災の長期化に伴い生じる、大阪府内企業による代替調達や生産転換、首都圏からの本社機能等のバックアップなどの市場の需給構造の変化が一定定着し、業務継続に適応した状況下での経済的影響のフェーズ。

② 使用する資料及びデータ

- ・国が公表する最新の首都直下地震及び富士山噴火に係る被害想定を基本とすること。

- ・国、地方公共団体その他の公的機関が公表する産業連関表、地域間産業連関表、県民経済計算、国民経済計算、経済センサス、企業活動及び物流等に関する統計を活用すること。
- ・公的統計のみでは分析条件を設定できない場合は、既往の学術研究又は信頼性の高い民間調査データ等を活用できるものとする。この場合、出典、採用理由、適用範囲及び限界を明示すること。
- ・使用する資料及びデータは、原則として契約期間中に利用可能な最新のものとし、基準年、価格表示、地域区分、産業分類等の整合を図ること。
- ・「（１）代替施設（執務スペース）及び宿泊所等の現況調査」の条件等も踏まえること。

③ 被害シナリオの設定

- ・大規模災害の被害について、３つのケースを想定すること。なお、いずれのケースにおいても代替施設（執務スペース）への移動等が伴う程度の被害を想定すること。
- ・各ケースについて、東京圏における生産能力の低下率、機能停止期間、物流・交通・情報通信の支障、需要減少、代替調達の可否その他必要な前提条件を設定すること。
- ・設定した前提条件は、根拠、算定方法及び不確実性を明示し、発注者と協議のうえ確定すること。

④ 算出及び分析事項

- ・東京圏から大阪府への供給減少及び大阪府から東京圏への需要減少による影響を区分して算出すること。
- ・直接的な被害額（ストックの毀損）のみならず、サプライチェーンの途絶、企業活動の停止、消費・投資の減少等によるフローへの影響を算出すること。
- ・大阪府全体への影響に加え、産業別に影響額、影響率及び主な波及経路を整理すること。
- ・結果に大きな影響を与える前提条件について感度分析を実施し、推計値の幅を示すこと。

⑤ 分析結果の整理

- ・分析の考え方、データ、算定式、前提条件、推計結果及び留意点を第三者が確認できる形で整理すること。
- ・災害別、ケース別、期間別及び産業別の比較が可能な図表を作成すること。
- ・大阪経済への主な波及経路について、専門知識を有しない者にも理解できる形で整理すること。
- ・本分析結果を踏まえ、副首都による代替・補完の効果について考察すること。

（４）副首都として機能する大阪の将来像のパス図作成

本事業による調査を加味した、副首都として機能する大阪の姿について、パス図を作成すること。

可視化にあたっての条件は、以下のとおりである。

① 基本的な考え方

- ・単なる施設整備の完成予想図ではなく、本業務の調査結果及び大阪の既存の計画等を踏まえ、副首都化を推進する意義について、パース図を通じてメッセージとして伝わる内容となるよう努めること。
- ・表現する内容は、将来構想上のイメージであることが明確となるよう留意し、実施が決定していない事業を決定済みであるかのように表示しないこと。

② 当局他事業との重複防止について

- ・発注者が提供する副首都構想、関連計画、既存広報物及び「令和8年度 副首都構想及び副首都にふさわしい大都市制度に係る理解促進事業業務委託」に係る資料等を熟読し、既存事業と重複しない観点から作成すること。

③ 制作条件

- ・受注者はデザイン案を発注者に提案すること。発注者の了承を得るまで修正を行うこと。
- ・写真、イラスト、図表、地図、アイコン等を効果的に組み合わせ、行政広報として信頼性及び視認性を有するデザインとすること。
- ・配色、書体、文字サイズ等について、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・発注者がパンフレット、Web サイト、SNS、説明資料、講演、展示等において、拡大、縮小、トリミング、文字の追加等を行い、継続的に活用できるものとする。
- ・使用する写真、フォント、イラストその他の素材について、成果物の利用に必要な権利処理を行うこと。
- ・制作するパース図については、5枚以上とする。

（５）業務間の連携

（１）から（４）までの各業務を独立して実施するのではなく、それぞれの調査結果等を相互に反映させ、一体的な成果となるよう実施すること。

（６）実施計画書の作成

本業務を実施するにあたっては、実施計画書を作成し、データ（PDF 及び Word、Excel または PowerPoint）及び紙（A4 判）で発注者に提出すること。なお、実施計画書には次の事項を記載すること。

- ・業務工程（全体工程及び発注者、受注者の作業スケジュールを含めた詳細工程の２種類）
- ・業務実施体制
- ・その他、発注者が必要に応じ指定する事項

（７）打合せ協議等

業務に係る打合せは、契約締結後、実施計画書の作成時、各業務の着手時、最終成果物の作成時、その他必要に応じて、対面又はオンラインにより実施するものとする。受注者は、業務遂行上必要となる発注者への確認を適宜、電子メール等により行うこと。

また、受注者は、各調査の主要な前提条件及び分析方法を確定する前に報告を行い、発注者の確認を受けること。

5 成果物

成果物は、次に掲げるものとする。成果物の構成及び詳細な仕様は、企画提案内容を踏まえ、発注者と協議のうえ確定すること。

成果物	主な内容	納品形式	数量
① 全体業務報告書	本業務全体の目的、実施方法、各調査結果及び調査全体の総括を記載したもの	Word、PDF	電子データ一式
② 施設現況調査報告書	代替施設（執務スペース）、宿泊所、交通、ライフライン等の調査結果、内閣府調査との比較及び受入可能性	Word、PDF	電子データ一式
③ 移動シミュレーション報告書	移動規模・手段・経路別の所要時間、費用、制約、配置案及び必要な事前準備	Word、PDF	電子データ一式
④ 経済影響分析報告書	災害別・ケース別の前提条件、分析方法、使用データ、算定式、前提条件、推計結果、感度分析、波及経路、留意点及び副首都による代替・補完の考察結果	Word、PDF	電子データ一式
⑤ 可視化資料	鳥瞰パース、主要拠点パース、ストーリーボード、インフォグラフィック、Web・SNS・展示用素材	Illustrator等の編集可能形式、PDF、PNG 又は JPEG	電子データ一式
⑥ 説明用資料	国への説明、庁内説明、府民・市民向け説明等に使用できる資料	PowerPoint、PDF	電子データ一式
⑦ 調査・分析データ	分析及び調査に使用した統計データ、産業連関分析データ、移動シミュレーションデータ、GIS データ、算定ファイル及び再計算に必要な設定ファイル	Excel、CSV、GIS 汎用形式等	電子データ一式
⑧ 業務管理資料	実施計画書、工程表、業務実施フロー、議事録、作業状況等一覧	Word、Excel、PDF 等	電子データ一式

成果品の作成及び納品にあたっては、以下によること。

（ア）報告書の図表及び説明用資料は、発注者が修正・再利用できる編集可能な状態で納品すること。

（イ）分析に使用したデータ、算定式、プログラム、設定ファイル等は、第三者が分析過程を確認し、可能な範囲で再計算できる状態で納品すること。

市販ソフトウェア、その他受注者以外の権利に係るものについてはこの限りでないが、使用環境及び再現に必要な条件を明示すること。

(ウ) GIS データは、発注者が一般的な GIS ソフトウェアで利用可能な汎用形式とし、座標参照系、項目定義、出典及び作成日を記載したデータ説明書を添付すること。

(エ) 可視化資料は、Illustrator、Photoshop その他発注者が承認した編集可能な形式に加え、印刷用及び Web 用の PDF、PNG 又は JPEG 形式で納品すること。

(オ) 電子データは、発注者が指定する電磁的記録媒体又はオンラインストレージ等により納品すること。ファイル名、フォルダ構成及びバージョン管理方法は、発注者と協議のうえ決定すること。

(カ) 最終成果物は、契約期間内に発注者の確認を受け、指摘事項を反映したうえで納品すること。

(キ) 施設調査等により得た情報のうち、公表することにより施設の安全管理又は業務継続に支障を及ぼすおそれがあるものについては、発注者と協議のうえ、成果物の公開版と非公開版を区分する等の措置を講じること。

推計値及び将来像は、一定の前提条件に基づくものであることを明示し、確定的な予測又は実施が決定した計画であるとの誤解を招かない表現とすること。

6 納品先

大阪府・大阪市 副首都推進局 副首都推進担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 5 階

7 再委託について

(1) 契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容及び再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りでない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面と併せて発注者に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (2) 調査、分析及び資料作成にあたっては、根拠資料及び出典を明示すること。
- (3) 関係者への聴取、現地踏査、施設情報の収集等を実施する場合は、事前に発注者と協議すること。
- (4) 本庁舎内への搬入・搬出車両入庫の際は、車高 2.1m 以下の車両となるようにすること。
車高が 2.1m を超える場合は、事前に発注者と協議し、2.8m を超えないようにすること。
- (5) 納入にあたっては、事前連絡のうえ納品すること。
- (6) 個人情報の取扱いについては、大阪市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (7) 本委託で生じる成果物の所有権・著作権等の諸権利は発注者に帰属する。
- (8) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。
- (9) 受注者は、成果物に第三者が権利を有する著作物等を使用する場合、発注者による成果物の利用に支障が生じないよう、必要な許諾及び権利処理を受注者の責任及び費用において行うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本業務遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、十分協議すること。

9 留意事項

受注者は、委託業務を実施するうえで知り得た個人情報、法人情報、施設のセキュリティに関する情報、その他の非公開情報の取扱いについて、関係法令等を遵守し、個人及び法人の権利利益並びに公共の安全を侵害することのないよう必要な措置及び体制を講じること。

10 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者（再委託先等を含む。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた従事者向けの研修等を実施し、報告書を提出すること。

11 参考資料等

受注者は、次に掲げる資料その他発注者が提供又は指定する資料を熟知したうえで業務を実施すること。

- ① 府政中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書（平成 25 年 3 月）
- ② 府政業務継続計画（首都直下地震対策）
- ③ 首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書その他国が公表する最新の被害想定
- ④ 首都圏における広域降灰対策に関する国の検討資料及び富士山噴火に係る被害想定
- ⑤ 大阪の副首都構想、副首都ビジョンその他大阪府及び大阪市の関連計画

- ⑥ 首都機能バックアップに関する検討会議の資料
- ⑦ その他本業務に関連する国、地方公共団体、公的機関等の資料

12 担当

大阪府・大阪市 副首都推進局 副首都推進担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 5 階

電話：06-6208-8862 ファックス：06-6202-9355

E-MAIL：ae0003@city.osaka.lg.jp